

感対第 160 - 8号
令和5年4月25日

さいたま市 }
川越市 } 保健所長 様
越谷市 }
川口市 }

埼玉県保健医療部感染症対策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(最終改正令和5年4月20日))において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の位置づけが5類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところです。

併せて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和5年3月20日付け厚生労働省保健局医療課長通知)において、保険医療機関等による当該金額の請求に係る診療報酬明細書の記載等について、取扱いが示されております。

つきましては、埼玉県における、令和5年5月8日以降の、新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて、別紙1のとおりまとめました。

▶ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療費の公費負担について」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp_after_covid19.html

併せて、外来医療機関で患者に配布できる、「コロナ治療《外来》医療費制度のご案内」を作成しました(別紙2)。

つきましては、内容を御了知いただき、管内の医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp